

# 負担限度額認定申請のご案内について

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食事は、原則自己負担となります。ただし、次の要件に該当する方については、これらの費用を軽減する制度（負担限度額認定）があります。この制度を利用するには必ず申請が必要です。

## 交付要件 ～①と②の両方を満たしていること～

- ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が住民税非課税
- ② 預貯金等の資産合計額が、基準額以下 ※令和3年8月から変更されました。

第1段階	1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）
第2段階	650万円以下（夫婦で1,650万円以下）
第3段階①	550万円以下（夫婦で1,550万円以下）
第3段階②	500万円以下（夫婦で1,500万円以下）

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は段階にかかわらず1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）

## 申請に必要なもの

※生活保護受給者は①と②を提出

- ① **申請書** ※ホームページからも印刷できます。  
 令和5年1月1日現在で本人又は配偶者が市外にお住まいの場合は、令和5年度所得課税証明書を添付してください。
- ② **同意書**  
 配偶者がいる場合は、配偶者の署名も必要です。
- ③ **預貯金額等がわかるものの写し（通帳のコピー等。下記参照）**  
 通帳等を持参されればコピーをします。  
 配偶者がいる場合は、配偶者の預貯金等がわかるものの写しも必要です。

預貯金等の資産（例）	申請に必要な書類（例）
預貯金（普通・定期） ※全ての預貯金が対象です。 ※記帳を済ませてコピーしてください。	通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座番号、直近2ヶ月の取引履歴と現在の残高が確認できる部分の写し等）
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等 ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等 ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
タンス預金（現金）	不要（自己申告）
負債（住宅ローン等）	借用証書、残高証明書等

※配偶者が住民税課税者であることなどにより対象外となる場合でも、要件に該当すれば「特例減額措置」が受けられる場合があります。詳細は、高齢福祉課介護支援班へお問い合わせください。

## 負担限度額（1日当たり）

※制度改正により、令和3年8月から食費の負担額が見直され、色付き部分が変更されました。

利用者負担段階		食費		居住費			
		施設	短期入所	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	高齢福祉年金の受給者						
第2段階	世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計が80万円以下	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①		合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計が80万円超120万円以下	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②		合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計が120万円超	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
基準費用額（食費・居住費の標準的な費用）		1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※婚姻届を出していない事実婚や長期間別居している場合も配偶者に含みます。

## 申請窓口

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

申請窓口	郵便番号	住所	電話番号
長門市役所高齢福祉課介護支援班	〒759-4192	長門市東深川1339番地2	0837-23-1158
長門市役所三隅支所	〒759-3802	長門市三隅中1473番地	0837-43-0221
長門市役所日置支所	〒759-4401	長門市日置上5914番地3	0837-37-2111
長門市役所油谷保健福祉センター	〒759-4503	長門市油谷新別名10803番地	0837-33-3021

※郵送でも申請ができます。必要書類を十分にご確認の上、高齢福祉課介護支援班まで郵送してください。

確認事項が発生した場合等のため、必ず昼間連絡が取れる電話番号をご記入ください。

## 問い合わせ先

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

長門市役所 高齢福祉課 介護支援班 TEL：0837-23-1158



### 【認定について】

提出書類に不備があった場合、再提出を求める場合があり、提出が完了するまでは審査を進めることができません。また、虚偽の申告により不正に支給を受けた場合には、給付を受けた金額の返還や、場合によっては加算金も課される場合もありますのでご注意ください。